

平成23年度当初予算編成について

1 本市の財政状況

平成20年秋のリーマンショックに端を発する経済不況は長引いており、平成21年度の一般会計決算での歳入では、特に市税収入が低調だった前年度よりさらに7億6,400万円の減額となった。また、地方譲与税をはじめ利子割交付金、自動車税交付金等も不況のあおりをうけて、軒並み減少している。

一方、歳出では、人件費、公債費は減少したものの扶助費や物件費の伸びが大きく、経常収支比率は依然として県内ワースト1位の状況にある。

さらには、市町村合併による財政的な優遇措置も平成27年度から逡減するため、財政運営が一層厳しさを増すこととなる。

※参考資料：地方交付税（国からの交付金）に係る合併特例措置（4項参照）

平成22年度の経済状況は、政府の景気対策等により回復基調を見せ始めていたものの、欧米経済の先行きの不安感から円高が進行し、製造業などの輸出関連業種の今後の業績悪化が懸念され、危機的経済の長いトンネルの出口は、未だ見えない状況にあることから、引き続き、市税の低迷を覚悟しなければならないと考えられる。

政府は、「新成長戦略」「財政運営戦略」「地域主権戦略」を定め、経済成長と財政の健全化及び中央集権体質からの脱却を目標に掲げている。しかし、これらの具体的な施策が、国の平成23年度予算編成において、どの様に具体化されるのかは見えていない。特に、地域主権戦略に伴う自治事務の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、所謂ひも付き補助金の一括交付金化については、その中身はいまだ不透明である。

平成23年度の予算編成にあたっては、このように極めて厳しい財政環境が続くことを前提として予算編成を行わなければならない。

◇ 国の平成23年度予算の概算要求組み替え基準方針について（抜粋）

（平成22年7月27日、閣議決定）

1 元気な日本復活特別枠

歳出の大枠を71兆円相当程度とし、その枠内でムダづかいの根絶や総予算の組替えにより、元気な日本復活特別枠を1兆円相当程度設定する。

2 ムダづかいの根絶や総予算の組替え

- 事業仕分け等の結果の適切な反映
- 20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証
- 「地域主権戦略大綱」に則った一括交付金化・出先機関改革の推進 など

3 財政健全化への取組

「財政運営戦略」に基づく「歳出の大枠71兆円」は堅持し、国債発行額は平成22年度当初予算発行額約44兆円を上回らない。

4 予算編成の透明性強化の推進

2 予算編成方針

平成23年度の予算編成は、厳しい財政環境を全職員が認識し、コスト意識を高め、更なる創意工夫と事務事業見直しなどを行うことが重要である。このため、自主財源の確保に努め、集中行財政改革プランを着実に実行し、経費のムダ・ゼロに取り組みながら予算の効果的配分と効率的執行を推進し、健全な財政運営を持続していかなければならない。また、国・県の動向を常に注視し、制度改正等の状況・情勢の変化に迅速かつ的確に対応することが必要である。

〔平成23年度 事務・事業推進のキーワード“安心・活力”〕

合併以来、本市は、新市の一体感の醸成と住みよいまちづくりのため、市民との協働や安全に安心して暮らせるまちづくりを基本理念に、数々の市民生活の基盤となる事業を行い、一定の成果をあげてきたところである。

平成23年度は、総合計画の前期計画の最終年であり、計画に掲げた事業を着実に実施することは言うまでもなく、これまでの事務事業を検証するとともに、新たな市民ニーズの把握や今後の人口動態・生活の変化予測などから見えてくる市の将来的な課題を見極める年でもある。

このことから、平成23年度の事務事業推進のキーワードを“安心・活力”とし、行政の原点である市民が“安心”できるまちづくり、長引く経済不況の中でも市民が“活力”を維持し、さらには拡大できるまちづくりを進めるための事務事業を実施する。結果として、健全な財政運営の堅持と変革の時代に柔軟に対応できる行政運営のための予算編成を行なうものとする。

各部等においては、市の財政状況、予算編成方針を十分理解し、次の諸点に留意し、平成23年度の当初予算を要求されたい。

第1 予算要求額は通年ベースとし年間必要額を精査するとともに、経費のムダ・ゼロに取り組むこと。また、積算基礎を明確にして要求すること。

第2 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とする。
市民との協働を念頭に、徹底したコスト意識のもと優先順位等を精査して要求すること。

第3 平成23年度の事務事業推進のキーワードである“安心・活力”の事業の具体化として、本市単独の経済活性化対策として、広く市内事業者の受注機会の拡大のため、細かな事業（比較的小規模な工事、営繕など）の選定にも配慮すること。（施設修繕等調査の対象事業）

- 第4 マニフェスト（公約）に掲載した事項で未実施のものについては、実施に向けた考え方を整理するとともに、実施可能なものについては、取り落としなく予算要求を行うこと。
- 第5 部の主体性拡充のため、枠配分方式による予算配分を実施する。枠配分する目（事業）は、別紙のとおりであり、予算査定の対象外とする。
関係部は、予算配分枠内で、効果的配分と効率的執行を考慮し実施事業を選択すること。なお、枠配分対象目（事業）は通年予算として配分するものであり、年度途中での追加補正は認めないものであること。
また、枠配分予算が関連する部と支所においては、十分な調整を行うこと。
- 第6 すでに着手の継続事業は、改めて事業計画を精査のうえ適切に要求すること。また、安易に前年度踏襲は行わず、事務事業評価等を通じた事業の検証・見直しにより、スクラップアンドビルドに努めること。
- 第7 国・県の補助事業等については、国・県の動向・情報を的確に把握し、制度の新設、変更、廃止等について特に注意すること。
国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要になるので、十分留意すること。
- 第8 不測の緊急対応が必要な修繕のための経費は、“セーフティネット”予算を計上する。したがって、単に予測や漠然とした修繕費用は、認めないこと。
- 第9 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整のうえ要求すること。
- 第10 複数部門で推進する必要のある事業は、各部・支所・課間の調整を十分に行い、相互の重複要求を避け、適切に要求すること。
- 第11 市単独補助事業については、現在の見直し作業の結果を踏まえ、関係団体との十分な協議・調整を行い、予算要求に反映すること。
- 第12 施策の実施に必要な予算漏れなど、事務事業の推進の不具合を是正するため、部長による予算の「再協議」を実施すること。
ただし、「再協議」は、単に予算査定により減額された予算の再要求として行うものではないので留意すること。